

富田林市入札等監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約手続に関し第三者の意見を反映するため、富田林市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、もって入札手続の透明性の確保及び適切な執行を図ることを目的とする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 市が発注した工事のうち、委員会が指定した工事に関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審査を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 富田林市建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情処理等の手続に関する要綱（平成18年富田林市要綱100号）第7条に規定する再苦情申立ての審査を行うこと。
- (4) 入札及び契約事務への不当な要求及び圧力を排除し、公正な職務執行を確保するための調査及び審査を行うこと。
- (5) 談合情報対応についての報告を受け、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の審査を必要とする事項の審査を行うこと。

(委員会)

第3条 委員会は、3人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で、客観的に入札及び契約手続についての審査を適切に行うことができ、人格が高潔で、法律、経済・会計、治安等に関し見識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第2条第2号から第6号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある事項の審議に加わることができない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に行われる委員会の会議の招集及び会長が互選されるまでの間の議事その他会務の総理は、第4条及び第5条の規定にかかわらず市長が行う。